地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 の紹介

地域関係者の協議を踏まえて市町村が策定した「地域公共交通総合連携計画」に基づき、地域が公共交通の活性化・再生に取り組む場合、規制特例や財政支援により国がバックアップする仕組みを定めています。

2007年10月に施行され、2008年10月には一部改正されました。

皆さんの地域でも積極的に活用していきましょう！

地域公共交通活性化・再生法の支援策

富山ライトレール岩瀬浜駅（我が国初の本格的ＬＲＴ）

●国の認定を受けるまでの手続き概要●

地域公共交通に係る評価・検討（費用便益分析）

↓

合意形成＝協議会

市町村　公共交通事業者　道路管理者　港湾管理者　公安委員会　住民　等

↓

地域公共交通総合連携計画

以下の特定事業を計画に位置づけ

- 軌道運送高度化事業（路面電車のＬＲＴ化）
- 道路運送高度化事業（ＢＲＴなど路線バス活性化）
- 海上運送高度化事業（海運の活性化）
- 乗継円滑化事業（駅の乗継改善、パークアンドライド）
- 鉄道事業再構築事業（上下分離など鉄道事業構造の変更）
- 鉄道再生事業（廃止届が出された鉄道の再生）

↓

従来の支援策　国による計画の認定、事業実施

●財政支援措置●（鉄道事業再構築事業、鉄道再生事業の場合；交通政策審議会鉄道部会資料より）

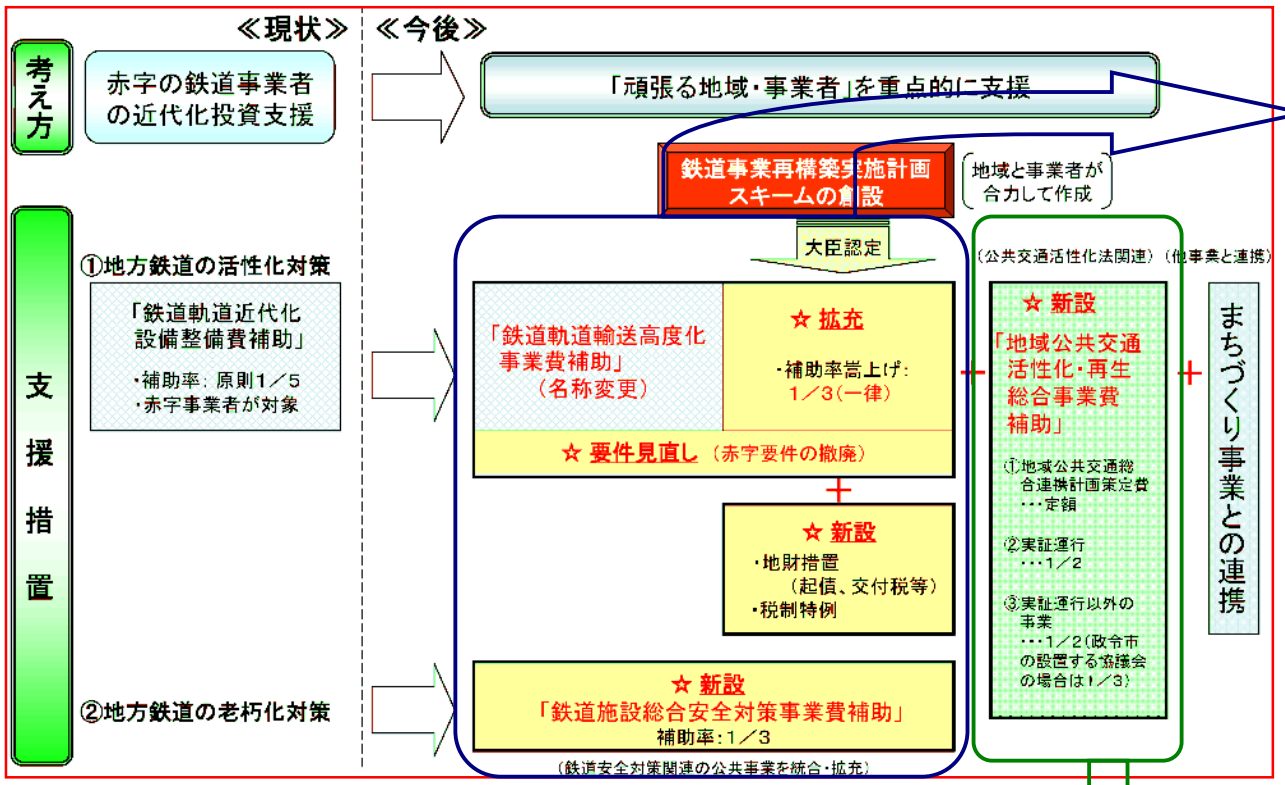

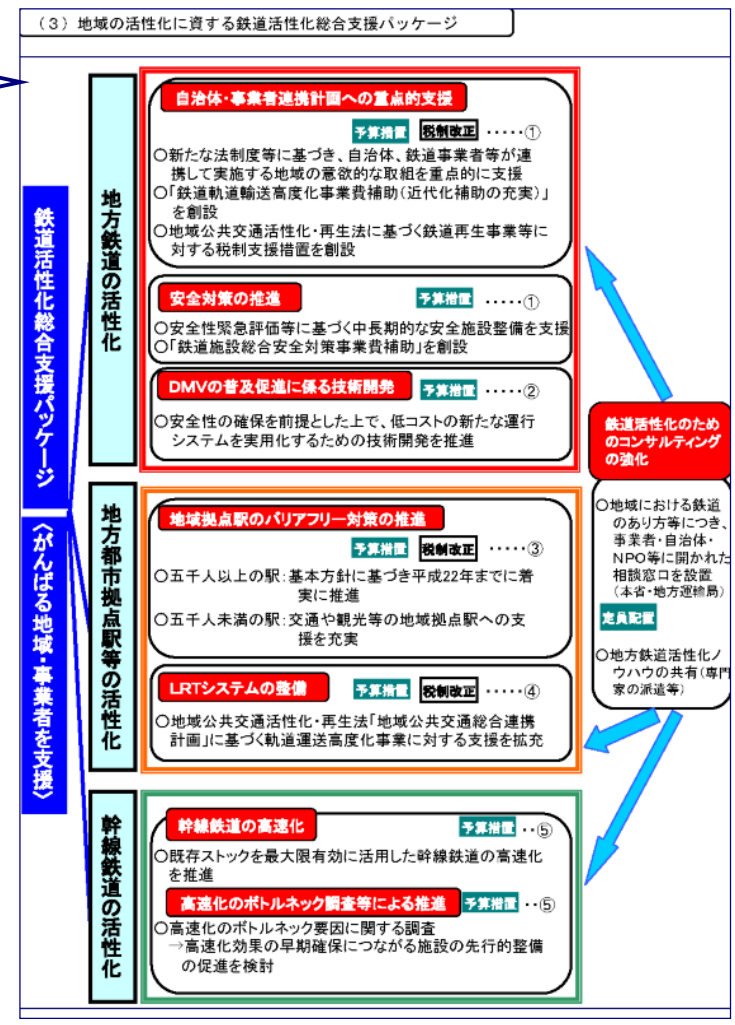

【作成】鉄道サポーターズネットワーク
（特定非営利活動法人全国鉄道利用者会議）
http://railway-s.net/